

平成26年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成26年8月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（平成26年4月25日法務大臣決定）に基づき、本年度実施した事前評価の結果をまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	平成26年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 法務に関する調査研究	
	青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査・・・・・・・・	5
	（青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査：事前評価結果表）	
	(参考資料)	
	研究評価検討委員会における評価基準・・・・・・・・	10
	(2) 施設の整備	
	徳島法務総合庁舎新営工事・・・・・・・・	17
	（徳島法務総合庁舎新営工事事業評価資料）	
	佐世保法務総合庁舎新営工事・・・・・・・・	30
	（佐世保法務総合庁舎新営工事事業評価資料）	
	名寄法務総合庁舎新営工事・・・・・・・・	40
	（名寄法務総合庁舎新営工事事業評価資料）	
	帯広少年院新営工事・・・・・・・・	51
	（帯広少年院新営工事事業評価資料）	
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課における事業評価システム・・・・・・・・	60

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 **検察権の適正迅速な行使** (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

5 **矯正処遇の適正な実施** (被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施** (職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。)

6 **更生保護活動の適切な実施** (犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等** (保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施** (公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為

を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。)

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（公共の安全の確保を図るため，破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に対し，適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに，円滑な運営を行う。）

- (1) **登記事務の適正円滑な処理**（不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。）
- (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。）
- (3) **債権管理回収業の審査監督**（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

- (1) **人権の擁護**（人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため，国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに，不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) **出入国の公正な管理**（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

平成26年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	法務に関する調査研究 (青少年の立ち直り(デシスタンス)に関する調査)		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))		
施策の概要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
政策評価実施時期	平成26年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」において、刑務所出所者等^{*1}の2年以内再入所率^{*2}を平成24年からの10年間で20パーセント以上減少させるという目標が設定され、再犯防止のための重点施策の一つとして「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する」こととされ、再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究を実施することとされている。

前記総合対策では、この総合的な調査研究において、刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のための分析や研究等を継続的に実施するのみならず、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究の実施を検討することとされている。前記更生要因等を明らかにするためには、犯罪や非行をした者を矯正施設出所(出院)後や保護観察終了後も長期間にわたって追跡し、時間の経過とともに起こる意識の変化や出来事を、面接調査によってできる限り把握し、分析・検討を行う必要がある。特に少年期に非行のあった者については、保護処分を受けても更生できずに早期に再犯に及ぶ者が少なくなく、そうした者は年齢を重ねても再犯を繰り返す傾向の高いことが、平成21年版犯罪白書において指摘されている反面、少年は可塑性に富んでおり、改善更生の余地が大きいことから、これらの者の更生要因等を調査・分析することは、有効な再犯防止策の実現に資することになる。

(2) 目的・目標

少年院を出院した者を対象として、出院後4年半の追跡調査を実施し、改善更生の要因等を実証的に探ることによって、より効果的な矯正教育や保護観察処遇の在り方、あるいは保護観察終了後の新たな支援策等の検討に資する基礎資料を提供することを目的とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成27年度から平成28年度までの2か年

イ 研究概要

平成25年1月から3月の間に少年院を出院した者のうち調査に同意した者に対し、その者の調査時における所在(社会内及び矯正施設内)にかかわらず、郵送調査及

び面接調査を実施し、少年院出院後の状況について把握する。

また、これらの比較対照群として一般の青少年に対しても同一内容の郵送調査を実施する。

なお、平成26年度には、本研究の調査方法等を検討するためのパイロット調査を実施し、その成果を踏まえて本研究を行うこととする。

(ア) 27年度郵送調査

調査対象：①平成25年1月から3月までに少年院を出院した者（872人）のうち調査に同意した者（保護観察が終了した者も含む。現時点において330人が調査に同意している。）、②無作為に抽出した一般の青少年800人のうち、パイロット調査からの継続調査に同意した者

調査内容：先行研究の調査項目を参考に、就労、交友・家庭環境等の生活状況、道徳心等の意識や心身の健康状態等について30～40問程度

その他：②については、対象者の抽出等の調査の一部については民間業者に委託する。

(イ) 27年度面接調査

調査対象：上記郵送調査対象者①のうち、面接調査に同意した者

調査内容：郵送調査で得られた基本情報を基に、先行研究の調査項目を参考に、向社会的態度、人格、刺激反応等について100問程度

その他：面接は少年鑑別所鑑別技官及び研究官が主に担当する。

(ウ) 28年度調査

対象者の経時的な変化を見るために、27年度とほぼ同内容の郵送調査及び面接調査を実施する予定である。

平成25年1月から3月までに少年院を出院した全員を対象とし、再犯の有無等を把握するため、可能な限りで各種記録調査の実施について検討する。

ウ 共同研究者

これだけ大規模な改善更生要因に関する調査研究は、国内においてはほとんど前例がないことから、刑事政策、社会調査、統計分析等の分野における学識経験者を共同研究者として活用するほか、先行研究のある海外の研究者と連携を図る。

エ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、少年院出院者の出院後の状況及び更生要因を明らかにし、法務総合研究所研究部報告として発刊するほか、国内外の関連学会等において発表を行う。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、平成26年4月23日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別紙のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

本研究は、法務省の重要な施策である「再犯防止に向けた総合対策」に密接に関連する研究であり、同対策においても実施の検討が要請されているものである。これまでの罪種や犯罪者・非行少年の特性に着目した再犯の状況や要因の調査研究だけでは必ずし

も明らかにならなかった再犯をしなかった者の再犯抑止要因を含む犯罪者・非行少年の内面を明らかにすることによって、再犯防止対策に資する新たな示唆を得ることが期待できるものであり、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。また、少年院出院者を調査対象とする大規模な追跡調査はこれまでほとんど前例のない研究であり、調査期間が長く、調査範囲も全国に及ぶことから、全国に関係機関を有する法務省法務総合研究所以外の研究機関等において代替する研究を実施することは著しく困難である。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(効率性の評価項目)

本研究においては、少年院出院者を調査対象としている。平成21年版及び23年版白書では、少年期に非行があった者のうち、保護処分を受けても更生できずに早期に再犯に及ぶ者が少なくなく、かつ、そうした者は、年齢を経ても、再犯を繰り返す傾向が高いことを指摘している。一方で、少年や若年者は、可塑性に富んでいると言われており、このような者を対象に改善更生要因を明らかにすることは、再犯防止のための新しい施策等の効果的な実施につながることを期待できることから、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。また、調査項目については更なる検討を要するものもあるが、検察官、刑務官、少年院教官、保護観察官経験を有する研究部研究官・研究官補に加え、面接の専門家である少年鑑別所鑑別技官の協力を得て面接調査を行う。収集したデータの分析に当たっては、共同研究者として学識経験者の知見を活用して行うこととしている上、先行研究例のある海外の研究者等からの助言を受けて実施することとしており、研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。さらに、全国各地に及ぶことが予想される面接調査については、関係部局から面接者及び面接場所の提供を受けて実施する予定であり、特別な支出を要しないと見込まれる。一方で対照群となる一般青少年の意識調査については、全国80地点から抽出する郵送調査方法で実施することから、同調査を専門とする民間業者に委託することが合理的である。加えて、前例のない本調査において、実務に資する質の高い調査・分析結果を速やかに提供するために、専門知識を有する共同研究者の活用及び先行研究例のある海外研究者等との連携を予定していることから、本研究は費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点である。

(有効性の評価項目)

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものである上、国内においてはこれまでに例のない研究であり、同対策を所管する部局による施策等の立案検討等の基礎資料として利用されることはもちろん、大学の研究等に大いに利用されることが見込まれる。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(総合評価)

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成26年8月13日～21日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*3}
 - 第3 再犯防止のための重点施策
 - 3－（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
 - 3－（3）既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 評価の過程で使用したデータや文献等
なし
- 評価の過程で使用した公的統計
なし
- 評価の過程で使用したアンケート調査等
なし

8. 備考

-
- *1 「刑務所出所者等」
刑務所出所者及び少年院出院者をいう。
 - *2 「2年以内再入所率」
出所等年を含む2年間（出所等した年の翌年の年末まで）において刑務所等に再入所等する者の割合をいう。
 - *3 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）
 - 第3 再犯防止のための重点施策
 - 3－（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施
刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等，再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため，対象者の罪名・罪種のみならず，特性や問題性等，複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。また，刑務所出所者等のうち，再犯をしなかった者について，更生することができた要因等の調査研究を検討する。
 - 3－（3）既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討
再犯の実態や対策の効果等に関する調査研究の結果等を踏まえ，満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等，既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策について，関係省庁の連携の下で，検討を行う。

事前評価結果表

【青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する調査】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、法務省の重要な施策である「再犯防止に向けた総合対策」に密接に関連する研究であり、同対策においても実施の検討が要請されており、実施の必要性は極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、少年院出院者を調査対象とする大規模な追跡調査で、これまでほとんど前例がない。また、調査期間が長く、調査範囲も全国に及ぶことから、全国に関係機関を有する法務省法務総合研究所以外の研究機関等において代替する研究を実施することは著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	本研究は、これまでの罪種や犯罪者・非行少年の特性に着目した再犯の状況や要因の調査研究だけでは必ずしも明らかにならなかった再犯をしなかった者の再犯抑止要因を含む犯罪者・非行少年の内面を明らかにすることにより、再犯防止対策についての新たな示唆を得ることが期待できるものであり、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	本研究においては、少年院出院者を調査対象としている。平成21年版及び23年版白書では、少年期に非行があった者のうち、保護処分を受けても更生できずに早期に再犯に及ぶ者が少なくなく、かつ、そうした者は、年齢を経ても、再犯を繰り返す傾向が高いことを指摘している。一方で、少年や若年者は、可塑性に富んでいると言われていることから、このような者を対象に改善更生要因を明らかにすることは、再犯防止のための新しい施策等の効果的な実施につながることを期待できる。以上のことから、本研究における研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究は、検察官、刑務官、少年院教官、保護観察官等で構成するチームで実施し、研究部研究官に加え、面接の専門家である少年鑑別所鑑別技官の協力を得て面接調査を行い、収集したデータの分析に当たっては、共同研究者として学識経験者の知見を活用して行うこととしている上、先行研究例のある海外の研究者等からの助言を受けて実施することとしている。調査項目については更なる検討を要するものもあるが、研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いる基本データの入手については、法務省機関等としての利点を活かしたものであり、全国各地に及ぶことが予想される面接調査についても、関係部局から面接者及び面接場所の提供を受けて実施する予定であり、特別な支出を要しないと見込まれる。全国80地点から抽出を行う、対照群となる一般青少年の郵送調査については民間業者に委託して実施するのが合理的であり、前例のない本調査において、実務に資する質の高い調査・分析結果を速やかに提供するためには、専門知識を有する共同研究者の活用及び先行研究例のある海外研究者等との連携が不可欠である。以上のことから、研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものである上、国内においてはこれまでに例のない研究であり、同対策を所管する部局による施策等の立案等の検討の基礎資料として利用されることはもちろん、大学の研究等に大いに利用される見込みである。

評点合計： 67点 / 70点

参 考 资 料

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

平成26年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（徳島法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	平成26年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

徳島地方検察庁は、本館が昭和44年、別館が昭和35年に建設された建物であり、経年による劣化が著しいほか、業務の質の変化や量の増加に対応した必要面積が確保できず、狭あいである。

また、徳島地方合同庁舎に入居している徳島地方法務局は、必要とされる書庫面積が不足しているほか、徳島保護観察所は、業務の質の変化や量の増加に対応した必要面積が確保できず、狭あいである。

さらに、小松島みなと合同庁舎に入居している高松入国管理局小松島港出張所は、元来、外航船舶の船員・乗客の出入国審査を目的として海港区域内に設置されているが、都市部を中心に長期間在留する外国人が増加したことにより、入国管理局出張所の行政ニーズが変化しているところ、行政機能が集まる徳島市中心部から約8キロメートル離れている現在地は利便性に問題があり、利用者への負担を強めている。

以上のことから、いずれの官署も、利用者への対応や行政事務の円滑な遂行に支障を来している状態にあり、その解消が求められているところ、これに加えて、国有財産（国有地）の効率的活用のため、これらの官署を1か所に集約整備することも求められている。

（2）目的・目標

徳島市中心部に位置する徳島地方検察庁敷地に、4つの施設（検察庁、法務局、保護観察所及び入国管理局出張所）を集約した法務総合庁舎を整備し、業務の合理化、土地の高度利用を図る。また、機能不備の解消により、利用者へのサービス向上を図る。

（3）具体的内容

事業場所：徳島県徳島市徳島町2丁目17

事業時期：平成27年度から

延べ面積：12,035平方メートル

入居庁：徳島地方検察庁・徳島区検察庁、徳島地方法務局、
徳島保護観察所、高松入国管理局小松島港出張所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- （1）事業評価の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料6ページ）。
事業計画の必要性：115点

- ・徳島地方検察庁は老朽化が著しく，耐震基準を満たしていない。
 - ・既存庁舎は面積が不十分である。
 - ・4つの官署が別地にあるため，国有財産（国有地）の効率的活用ができていない。
- (2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料7ページ）。
事業計画の合理性：100点
- ・同等の性能を確保できる他の案^{*1}との経済比較（コスト比較）を行った際に，事業案の方が経済的である。
- 事業案の総費用：約65億円
他の案の総費用：約77億円
- (3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。
- ア 基本機能（B1）^{*2}（別添資料8ページ）：133点
- ・現予定地での新営整備は，周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。
- イ 付加機能（B2）の評価^{*3}（別添資料9ページ）において，特に充実した取組（A評価^{*4}）及び充実した取組（B評価^{*5}）が計画されており，付加機能が適切に反映されていると評価できる。
- (ア) A評価の内訳（4項目）
- ①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画，被疑者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画，来庁者の人権に配慮した建物計画），②環境保全性（省エネ機器・システムの導入，屋上緑化，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応）③防災性（雷保護の高性能化，停電対策，保管室の防火性能の確保）及び④保安性（保安性の確保，被疑者・保護観察対象者等の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。
- (イ) B評価の内訳（1項目）
- ①地域性（周辺の都市計画への配慮，景観への配慮）に対して充実した取組が計画されている。
- (ウ) C評価の内訳（2項目）
- ①ユニバーサルデザイン及び②耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。
- 以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

- (1) 実施時期
平成26年8月13日～21日
- (2) 実施方法
持ち回り審議
- (3) 意見及び反映内容の概要
意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

徳島地方検察庁の敷地に、既存庁舎に不足している面積分及び他の3官署の必要面積分を増築し、既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続ける案であり、既存庁舎の耐震改修費用、維持修繕費用、増築費用及び光熱水費等のコストを積み上げたもの

*2 「基本機能（B1）」

事業計画の効果（B1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能（B2）の評価」

事業計画の効果（B2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

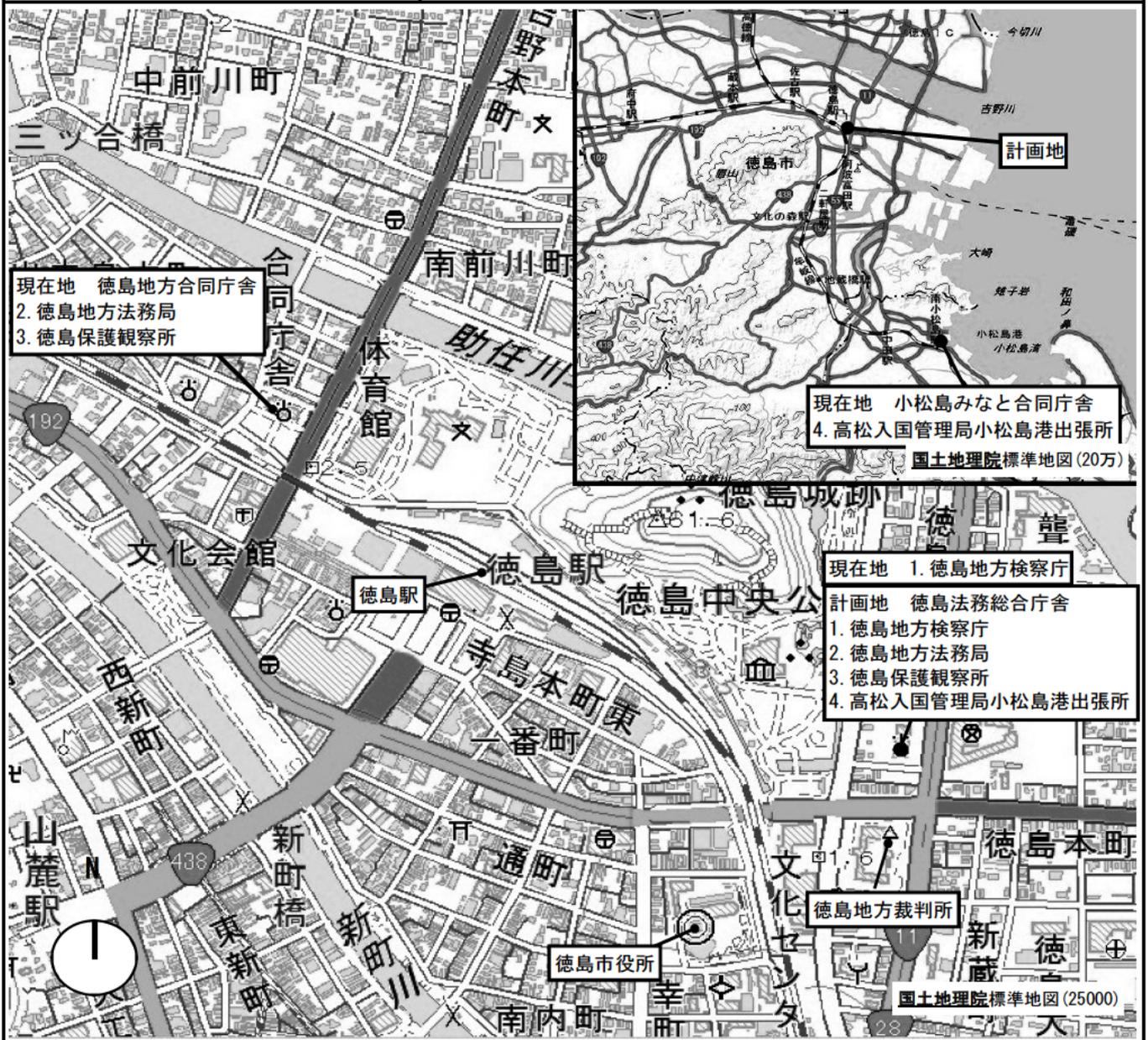
*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

**徳島法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例	主要施設
 行政施設, 交通施設, 現在地, 計画地	〔裁判所〕 施設名：徳島地方裁判所 移動距離： 0.2km



官署No.	官署名称	アプローチ
		〔鉄道〕
1	徳島地方検察庁	JR徳島駅より徒歩約10分
2	徳島地方法務局	JR徳島駅より徒歩約5分
3	徳島保護観察所	同上
4	高松入国管理局小松島港出張所	JR南小松島駅より徒歩約7分
(計画地)	徳島法務総合庁舎	JR徳島駅より徒歩約10分

2 整備方針

○ 検察庁		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・確定記録等の閲覧スペースの確保 ○ バリアフリー化 ・障がい者及び高齢者のための機能の充実 ○ 駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保 ・外部からの視線が届かない降車場の設置
	犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない経路計画
	業務効率、検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・調室の面積不足の解消 ・調室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・協働執務体制への配慮 ○ 付随機能等の充実 ・各待合室及び控室の充実 ・調室補助機能の充実 ○ 窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ○ 保管機能の充実 ・領置証拠品庫及び記録保存庫のスペースの充実 ・領置証拠品庫及び記録保存庫の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
	防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・被疑者等専用経路の確保 ・被疑者等専用待合室の確保

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能・情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機，ベンチ等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○ 相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の充実（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		○ バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○ 駐車場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	○ 登記窓口・事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保
		○ 各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペースの充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧機能の充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に対応できるスペースの確保
		○ 書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> （空調設備等の設置）(防災安全性の確保) （保安安全性の確保)

○ 保護観察所		
目的	方針	
保護観察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○待合機能、情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペース確保 ○バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者及び高齢者のための機能の充実 ○駐車場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	犯罪被害者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・専用待合室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・保護観察対象者との区域分離
	保護観察官、社会復帰調整官支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○面接、調査機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・面接、調査室の面積不足解消 ・面接、調査室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		<ul style="list-style-type: none"> ○医療観察機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導室の設置
	<ul style="list-style-type: none"> ○付随機能等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各待合室等の充実 ・集団処遇室の設置 	

○ 入国管理局出張所		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○待合機能、情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペース確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機、ベンチ等） ・情報公開、情報提供スペースの確保
		○相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・在留相談室の拡充（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		○バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者、女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化（案内表示等のサイン計画の改善）
		○駐車場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理能力の充実	○申請窓口・事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の面積不足解消 ・セキュリティーの確保
		○各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> ・審査部門区域と警備部門区域の分離
		○会議室の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に対応できるスペースの確保

○ 共通	
	方針
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用) <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点	
		100	90	80	70	60			50
老朽	木造	保安率2.50%以下	3.00%以下	3.50%以下	4.00%以下	4.50%以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
	非木造	現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 左	80%以下 同左	5,000以下		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合のみ、新営の主理由として取り上げる。	7
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの						
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの					
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	4
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	
都市計画の関係	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
立地条件の不良	地盤の不良			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なものに近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
	必要施設の不備			施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は茶店者の利用上著しく支障があるもの	4
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりさらに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	
	法令等に基づく整備			法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)								10	
合計								115	

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建費	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能		都市計画等と整合しない
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
構造	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている		駐車場の確保に支障がある	1.0
	単独行舎、総合庁舎としての整備条件		単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての調整が必要	1.0
	総合庁舎としての整備条件		総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		標準的な構造として計画されている		適切な構造、機能として計画されてはいない	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

平成26年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（佐世保法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	平成26年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は、昭和41年に建設された建物であり、狭あいや経年による劣化が著しい。また、必要な諸室を整備するには面積不足であり、さらに、機能不備により利用者への対応や行政事務の円滑な遂行に支障を来しているため、その解消が求められている。

(2) 目的・目標

必要な法務総合庁舎を整備し、業務効率の改善及び利用者へのサービス向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：長崎県佐世保市祇園町21

事業時期：平成27年度から

延べ面積：2,107平方メートル

入居庁：長崎地方検察庁佐世保支部・佐世保区検察庁、
長崎保護観察所佐世保駐在官事務所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業評価の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の必要性：109点

・既存庁舎は面積が不十分な上、耐震基準を満たしていない。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料5ページ）。

事業計画の合理性：100点

・同等の性能を確保できる他の案^{*1}との経済比較（コスト比較）を行った際に、事業案の方が経済的である。

事業案の総費用：約15億円

他の案の総費用：約19億円

(3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）^{*2}（別添資料6ページ）：121点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B2）の評価^{*3}（別添資料7ページ）において、特に充実した取組（A評価^{*4}）及び充実した評価（B評価^{*5}）が計画されており、付加機能が適切に反映され

ていると評価できる。

(ア) A評価の内訳（3項目）

①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画，被疑者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画，来庁者の人権に配慮した建物計画），②環境保全性（省エネルギー・システムの導入，屋上緑化，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応）及び③保安性（保安性の確保，被疑者・保護観察対象者等の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価の内訳（1項目）

①防災性（停電対策，保管室の防火性能の確保）に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C評価の内訳（3項目）

①地域性，②ユニバーサルデザイン及び③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしているとして評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成26年8月13日～21日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

既存庁舎に不足している面積分を増築し，既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続ける案であり，既存庁舎の耐震改修費用，維持修繕費用，増築費用及び光熱水費等のコストを積み上げたもの

*2 「基本機能（B1）」

事業計画の効果（B1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価（B2）」

事業計画の効果（B2）に関する評価指標は，「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお，官庁施設の計画では，同基準に定める社会性，環境保全性，機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

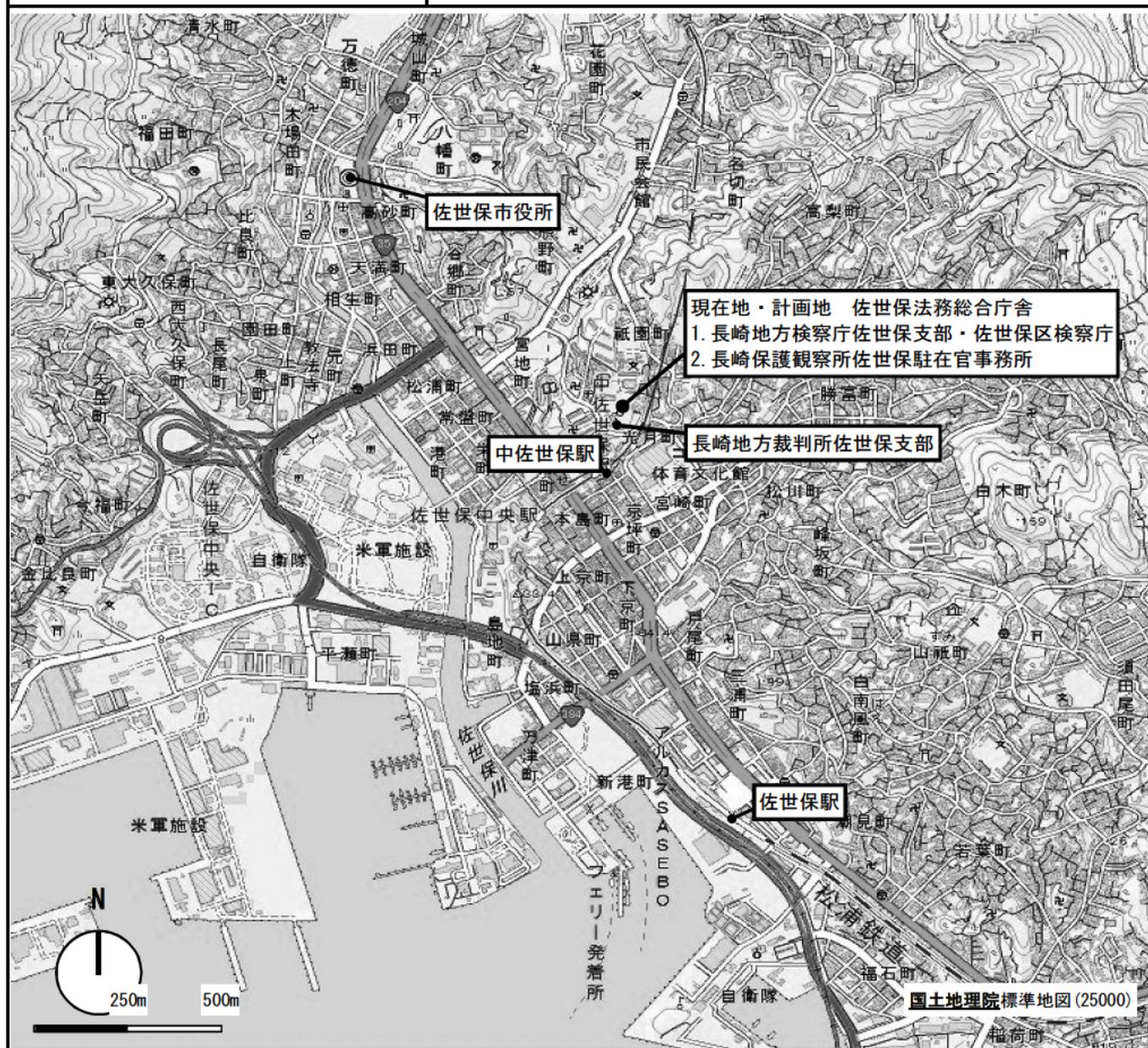
*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

佐世保法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例	主要施設
 <p>行政施設, 交通施設, 現在地, 計画地</p>	<p>〔裁判所〕</p> <p>施設名：長崎地方裁判所佐世保支部</p> <p>移動距離： 0.1km</p>



官署No.	官署名称	アプローチ
		〔鉄道〕
1	長崎地方検察庁佐世保支部	松浦鉄道中佐世保駅より徒歩約5分
2	長崎保護観察所佐世保駐在官事務所	同上
(計画地)	佐世保法務総合庁舎	同上

2 整備方針

○ 検察庁支部

目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース，情報公開窓口の充実 ・確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・障がい者及び高齢者のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保 ・外部からの視線が届かない降車場の設置
犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない経路計画
業務効率，検察官支援機能の充実 検察業務の質的・量的変化への対応	○ 調室機能の充実 ・調室の面積不足の解消 ・調室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
	○ 付随機能等の充実 ・各待合室及び控室の充実 ・調室補助機能の充実
	○ 窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・領置証拠品庫及び記録保存庫のスペースの充実 ・領置証拠品庫及び記録保存庫の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・被疑者等専用経路の確保 ・被疑者等専用待合室の確保

○ 保護観察所駐在官事務所		
目的	方針	
保護観察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○待合機能、情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペース確保 ○バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者及び高齢者のための機能の充実 ○駐車場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	保護観察官支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○面接、調査機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・面接、調査室の面積不足解消 ・面接、調査室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保） ○付随機能等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各待合室等の充実 ・集団処遇室の設置

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用) <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安率2.50%以下	3.00%以下	3.50%以下	4.00%以下	4.50%以下	5.00%以下	6.00%以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
	非木造	現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合のみ、新営の主理由として取り上げる。	5
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のもの7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
都市計画の関係	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
	位置の不適			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
立地条件の不良	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は茶室者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合のみ、新営の主理由として取り上げる。	4
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相対的に低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)									10	
合計									109	

主要要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点			
		1.1	1	0.9	0.8				
位置	用地取得の見込 取得済み、現地建費 災害防止・環境保全 アクセスの確保 都市計画・土地利用計画等との整合性 敷地形状 建築物の規模 敷地の規模 構造 単独行舎、 総合庁舎 としての 整備条件 機能性等	取得済み、現地建費	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの	1	建設までの用地取得計画が不明確	0.5	敷地未定	1.1	
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	0.8	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.0	
		アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		1.1	整備の見込なし	1.1	
		都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	1.0	都市計画等と整合しない	1.0	
		敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0	敷地が有効に利用できる形状で安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	1.0	
		建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	1.0	規模未定	1.0	
		敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	1.0	駐車場の確保に支障がある	1.0	
		構造	単独行舎の場合		単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
			総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
			機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されてはいない	適切な構造、機能として計画されてはいない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						121			

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

平成26年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（名寄法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	平成26年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

旭川地方検察庁名寄支部と旭川刑務所名寄拘置支所は、それぞれ昭和48年、46年に建設された建物であり、経年による劣化に加えて、寒冷地という過酷な環境による建物各部の傷みが顕著な状況になっている。

また、必要な諸室を整備するには面積不足であるうえに、機能不備により来庁者への対応や行政事務の円滑な遂行に支障を来している状態にあり、その解消が求められているところ、これに加えて、国有財産（国有地）の効率的活用のため、これらの官署を1か所に集約整備することも求められている。

（2）目的・目標

旭川刑務所名寄拘置支所敷地に、2つの施設を併せて法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善及び合理化を図るとともに、機能不備を解消することで利用者へのサービス向上を図る。

（3）具体的内容

事業場所：北海道名寄市西4条南9丁目

事業時期：平成27年度から

延べ面積：2,664平方メートル

入居庁：旭川地方検察庁名寄支部・名寄区検察庁、旭川刑務所名寄拘置支所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

（1）事業評価の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。

事業計画の必要性：133点

- ・既存庁舎は面積が不十分な上、耐震基準を満たしていない。
- ・2つの官署が別地にあるため、国有財産（国有地）の効率的活用ができていない。

（2）事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料5ページ）。

事業計画の合理性：100点

- ・同等の性能が確保できる他の案^{*1}との経済比較（コスト比較）を行った際に、事業案の方が経済的である。

事業案の総費用：約24億円

他の案の総費用：約25億円

（3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事

業計画とする。

ア 基本機能（B1）*2（別添資料6ページ）：109点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B2）の評価*3（別添資料7ページ）において、特に充実した取組（A評価*4）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A評価の内訳（4項目）

①人権（地域住民の人権に配慮した建物計画，被疑者・被収容者等の人権に配慮した建物計画，来庁者の人権に配慮した建物計画），②環境保全性（省エネ機器・システムの導入，自然エネルギーの活用，グリーン購入法の全面的な対応），③防災性（非常用飲料水の確保，停電対策，保管室の防火性能の確保）及び④保安性（保安性の確保，被疑者・被収容者等の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価*5（0項目）

(ウ) C評価の内訳（3項目）

①地域性，②ユニバーサルデザイン及び③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成26年8月13日～21日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

名寄拘置支所の敷地に，既存庁舎に不足している面積分及び旭川地方検察庁名寄支部の必要面積分を増築し，既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続ける案であり，既存庁舎の耐震改修費用，維持修繕費用，増築費用及び光熱水費等のコストを積み上げたもの

*2 「基本機能（B1）」

事業計画の効果（B1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能（B2）の評価」

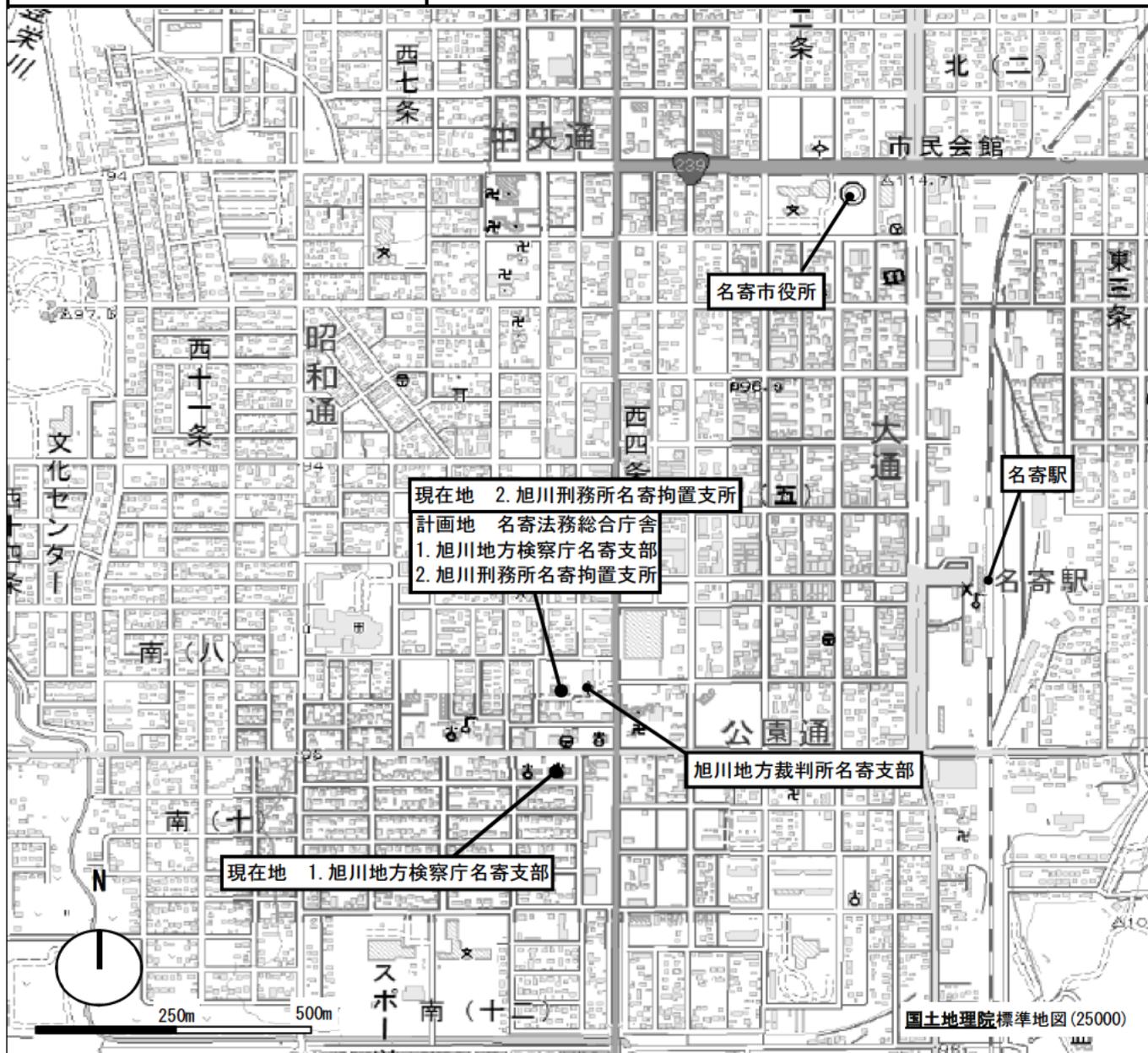
事業計画の効果（B2）に関する評価指標は，「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置，規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし，これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお，官庁施設の計画では，同基準に定める社会性，環境保全性，機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

- *4 「A評価」
B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合
- *5 「B評価」
C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

名寄法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設	
	行政施設, 交通施設, 現在地, 計画地
〔裁判所〕 施設名: 旭川地方裁判所名寄支部 移動距離: 0.1km	



官署No.	官署名称	アプローチ
		〔鉄道〕
1	旭川地方検察庁名寄支部	JR名寄駅より徒歩約13分
2	旭川刑務所名寄拘置支所	同上
(計画地)	名寄法務総合庁舎	同上

2 整備方針

○ 検察庁支部		
目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
		○ バリアフリー化 ・ 障がい者及び高齢者のための機能の充実
		○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
	犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
	業務効率、検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実 ・ 調室補助機能の充実
		○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
		○ 保管機能の充実 ・ 領置証拠品庫及び記録保存庫のスペースの充実 ・ 領置証拠品庫及び記録保存庫の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティーの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
	防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 拘置支所		
目的	方針	
拘置所業務の維持・向上	地域との調和	○景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		○安全性の確保 ・外部からの視線の制御 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
	来訪者対応機能の充実	○面会待合室、面会室等の機能改善 ・面会室、待合室の充実
	円滑な業務の遂行	○調室、面接調査室等の機能改善 ・調室、面接調査室等の充実
	被収容者の処遇、生活環境の改善	○居室（単独室、共同室）の機能改善 ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保
	職員の執務環境の向上	○機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応

○ 共通		
方針		
環境負荷の小さな施設づくり	○周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した計画	
	○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 (ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用) ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	
フレキシビリティの向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用)	

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2.50以下	3.00以下	3.50以下	4.00以下	4.50以下	5.00以下	6.00以下	災害危険地域又は緊急条件の種別で過酷な場所にある場合、10点加算する。	110
	非木造	現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。	9
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの					
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの						
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等があるもの(年度別決定済)				区画整理等が計画決定済であるもの	
都市計画の関係	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの								シビックコア計画に基づくもの	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なものに近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備			施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの		4
	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相対的に低いもの		法令による基準以下であるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。	
法令等	法令等に基づく整備			法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの					国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
主要要素										133

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点			
		1	0.9	0.8	0.7				
位置	用地取得の見込 取得済み、現地建費	国有地の所管予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの	条件整備により都市計画等との整合が可能	建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1			
		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.0	
		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし				
		都市計画・土地利用計画等との整合性に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	0.9	
		敷地形状	敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	敷地が有効に利用できる形状ではない					1.0
		規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		業務内容等との関連が不明確	規模未定	
				駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている				1.0
		構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当		駐車場の確保に支障がある	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
				総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
			機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画され、機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない	適切な構造、機能として計画されていない	
評価点 (各係数の積 × 100倍)						109			

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

平成26年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（帯広少年院新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	平成26年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は昭和39年に建設された建物で、経年による劣化に加えて、寒冷地という過酷な環境による建物の傷みが顕著な状況であり、外壁及び天井等のはく離等が各所に見られるうえ、機能不備により、施設運営上の支障を来しているため、早期の解消が急務である。

(2) 目的・目標

現状施設の老朽の解消を図ると同時に、庁舎配置の見直しを行う。また、少年矯正を考える有識者会議提言^{*1}を踏まえた必要諸室の整備や機能改善により、適正な処遇を実践できる施設とする。

(3) 具体的内容

事業場所：北海道帯広市緑が丘3番地2
 事業時期：平成27年度から
 延べ面積：5,660平方メートル
 入居庁：帯広少年院

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- (1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（別添資料3ページ）。
 事業計画の必要性：114点
 ・既存庁舎は老朽化が著しい上、耐震基準を満たしていない。
- (2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（別添資料4ページ）。
 事業計画の合理性：100点
 ・寒冷地の過酷な気候及び経年に伴う建物の劣化により、躯体の損傷が著しく、構造耐力上、危険な状態であることから、同等の性能が確保できる他の案^{*2}は実現不可能である。
- (3) 基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。
 ア 基本機能（B1）^{*3}（別添資料5ページ）：109点
 ・現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。
 イ 付加機能（B2）の評価^{*4}（別添資料6ページ）において、特に充実した取組（A

評価^{*5)}が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。
(ア) A評価の内訳(4項目)

①人権(地域住民の人権に配慮した建物計画, 被收容者の人権に配慮した建物計画, 来庁舎の人権に配慮した建物計画), ②環境保全性(省エネ機器・システムの導入, 自然エネルギーの活用), ③防災性(非常用飲料水の確保, 停電対策)及び④保安性(保安性の確保, 被收容者の監視を容易にする工夫)に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価^{*6)}(0項目)

(ウ) C評価の内訳(3項目)

①地域性, ②ユニバーサルデザイン及び③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上(1), (2)及び(3)より, 新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成26年8月13日～21日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

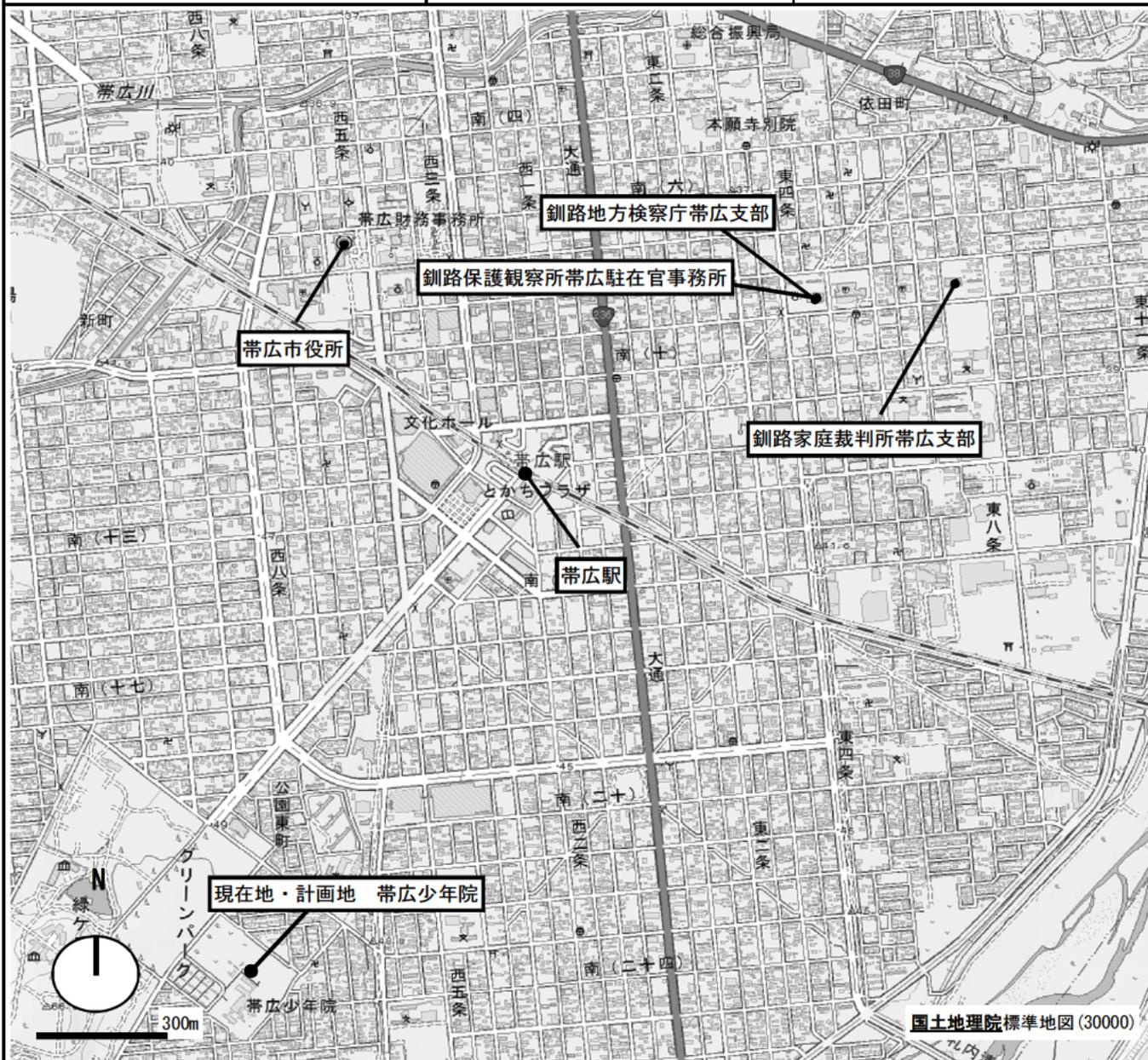
8. 備考

-
- *1 「少年矯正を考える有識者会議提言」
[<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi06400003.html>]を参照。
- *2 「他の案」
現在地での耐震改修, 模様替えを想定したもの
- *3 「基本機能(B1)」
事業計画の効果(B1)が基準レベル(100点)以上のものを効果のある事業計画とする。
- *4 「付加機能(B2)の評価」
事業計画の効果(B2)に関する評価指標は, 「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置, 規模及び構造に関する基準(平成6年12月25日付け建設省告示第2379号)」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」(C評価)とし, これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお, 官庁施設の計画では, 同基準に定める社会性, 環境保全性, 機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。
- *5 「A評価」
B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合
- *6 「B評価」
C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

帯広少年院新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設		
 <p>行政施設, 交通施設, 現在地, 計画地</p>	<p>〔保護観察所〕 施設名：釧路保護観察所 帯広駐在官事務所 移動距離： 3.6km</p>	<p>〔少年鑑別所〕 施設名：釧路少年鑑別所 移動距離： 134km</p>
	<p>〔家庭裁判所〕 施設名：釧路家庭裁判所帯広支部 移動距離： 4.0km</p>	



官署No.	官署名称	アプローチ
		[車]
1	帯広少年院	JR帯広駅より約7分
(計画地)	同上	同上

2 整備方針

○ 少年院（帯広少年院）

目的	方針
	<p>○景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和した施設計画
	<p>○安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの視線の制御 ・保安全管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮
来訪者対応機能の充実	<p>○面会待合室、面会室等の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会室、待合室の充実
円滑な業務の遂行	<p>○調室、面接調査室等の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調室、面接調査室等の充実
教育環境の充実	<p>○改善更生の充実のための配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導、通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	<p>○教育内容、教育方法の充実のための配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導、教科教育、保健、体育のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・特別活動の実施への配慮
少年の処遇、生活環境の改善	<p>○居室（単独室、共同室）の機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室（単独室、共同室）の採光、通風等良好な環境の確保
職員の執務環境の向上	<p>○機能改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の小さな施設づくり	<p>○周辺環境の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域風土を考慮した計画
	<p>○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源</p> <p>（ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修、取り壊しに必要な総費用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負荷の抑制 ・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
	<p>○環境負荷の少ない材料の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティの向上	<p>○施設のフレキシビリティの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の長寿命化 (耐久性のある材料及び工法の採用) ・将来の施設変化への柔軟な対応 (将来対応スペースの確保) (増築・改修の自由度の向上)

少年矯正業務の維持・向上

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2.500以下	3.000以下	3.500以下	4.000以下	4.500以下	5.000以下	6.000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	110
	非木造	残存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 左	70%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左	80%以下 同左		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	
借用返還	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの			期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難									
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)				同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	地域性上の不適									
立地条件の不良	位置の不適									
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの								
施設の不備	必要施設の不備									
	採光、換気不良									
法令等	法令等に基づく整備	法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの								
加算点(法務総合庁舎計画等)										114
合計										

主要素 従要素

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					評価点	
		1.1	1	0.9	0.8	0.7		
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	1			建設までの用地取得計画が不明確	0.5	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある			自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり					整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能				都市計画等と整合しない
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない			
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確			規模未定
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	駐車場の確保に支障がある				
構造	単独行舎、総合庁舎としての整備条件		単独行舎としての整備が適当					総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎としての整備条件		総合庁舎としての整備条件が整っている					総合庁舎としての整備条件が整っていない
	整備条件機能性等		標準的な構造として計画されている	適切な構造、機能として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満たされる計画である	適切な構造、機能として計画されていない			標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満たされないおそれがある
評価点 (各係数の積×100倍)							109	

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは (政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

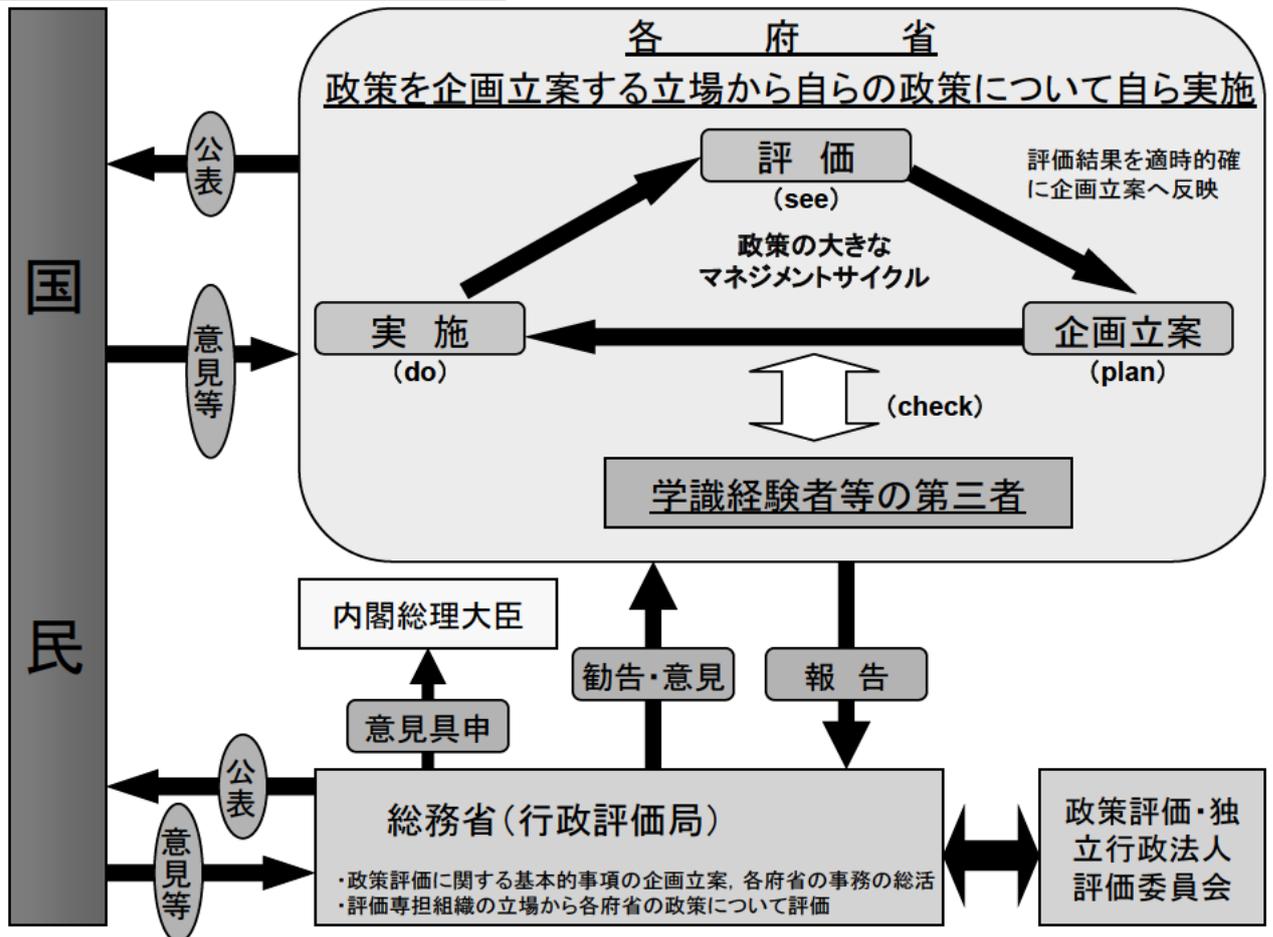
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

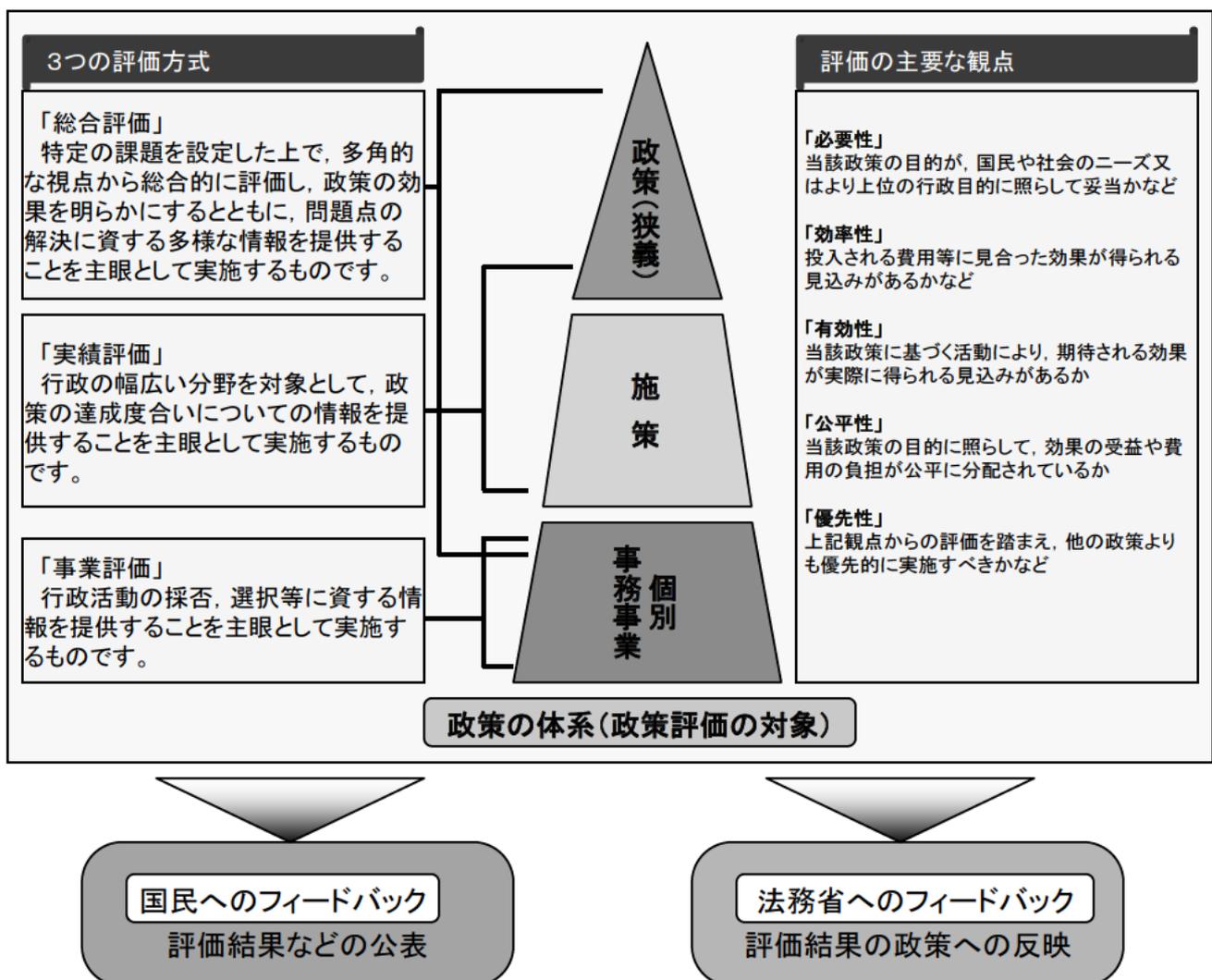
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

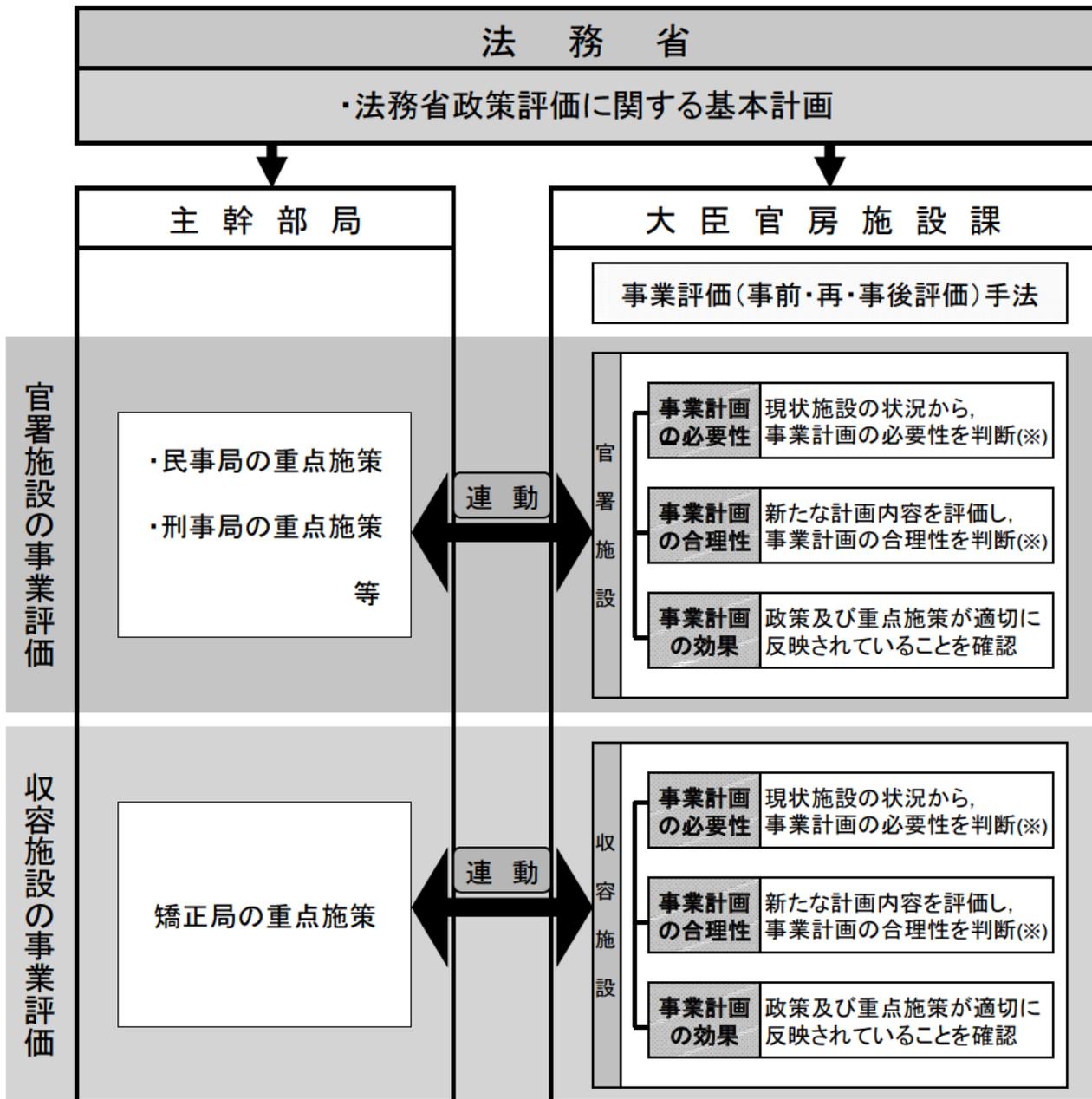
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

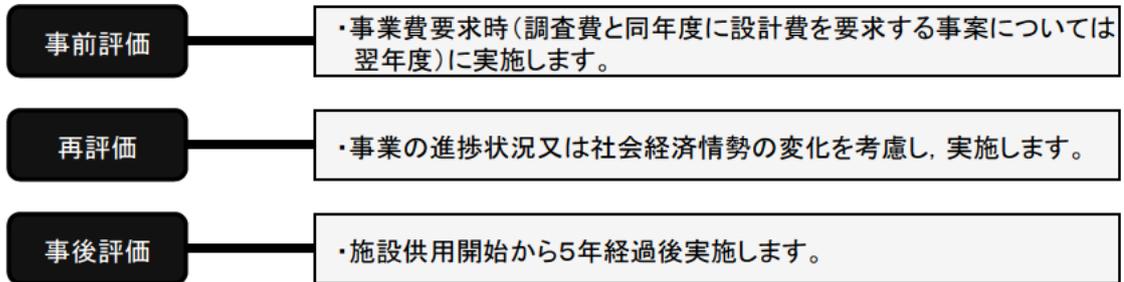


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

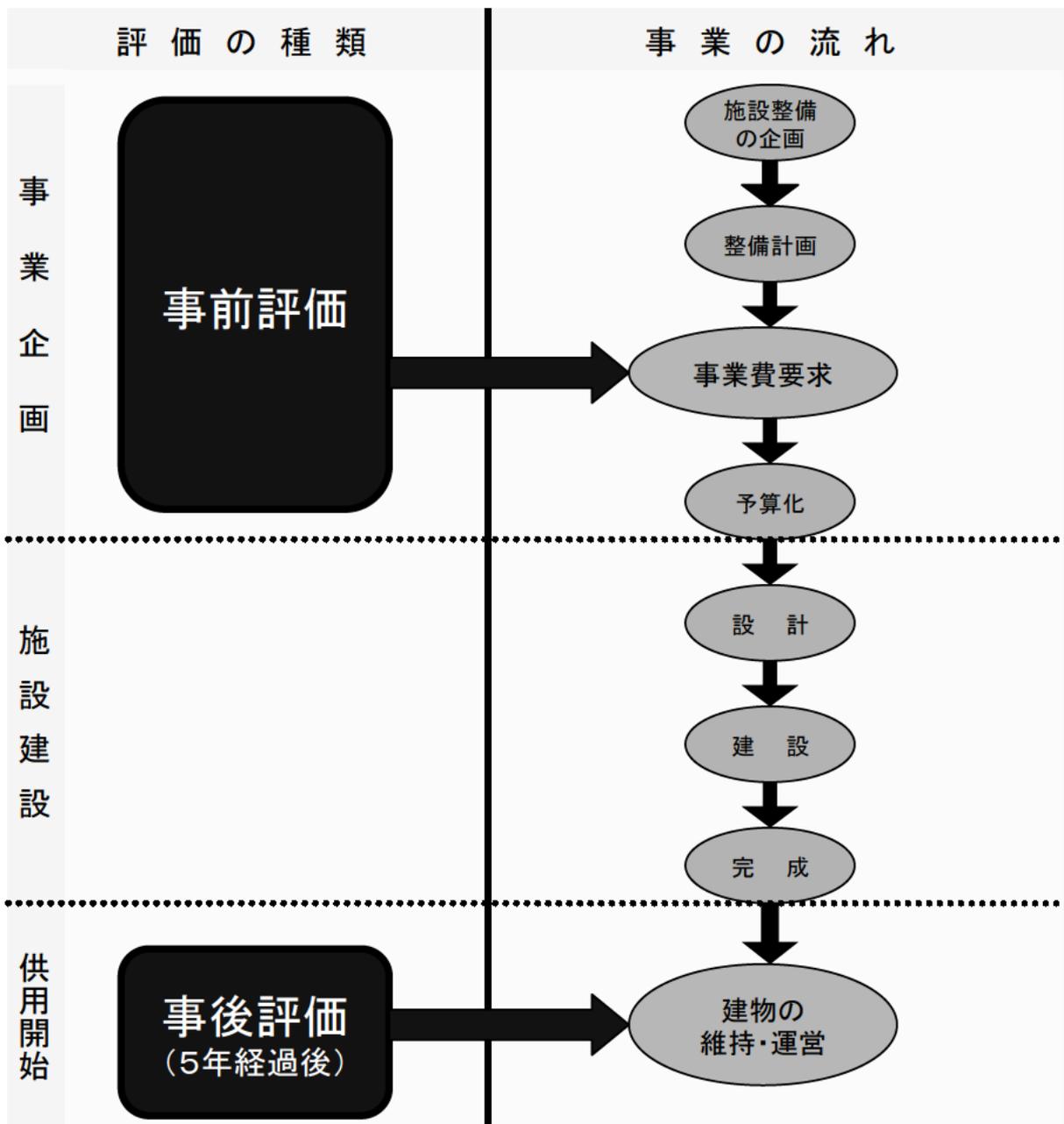
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

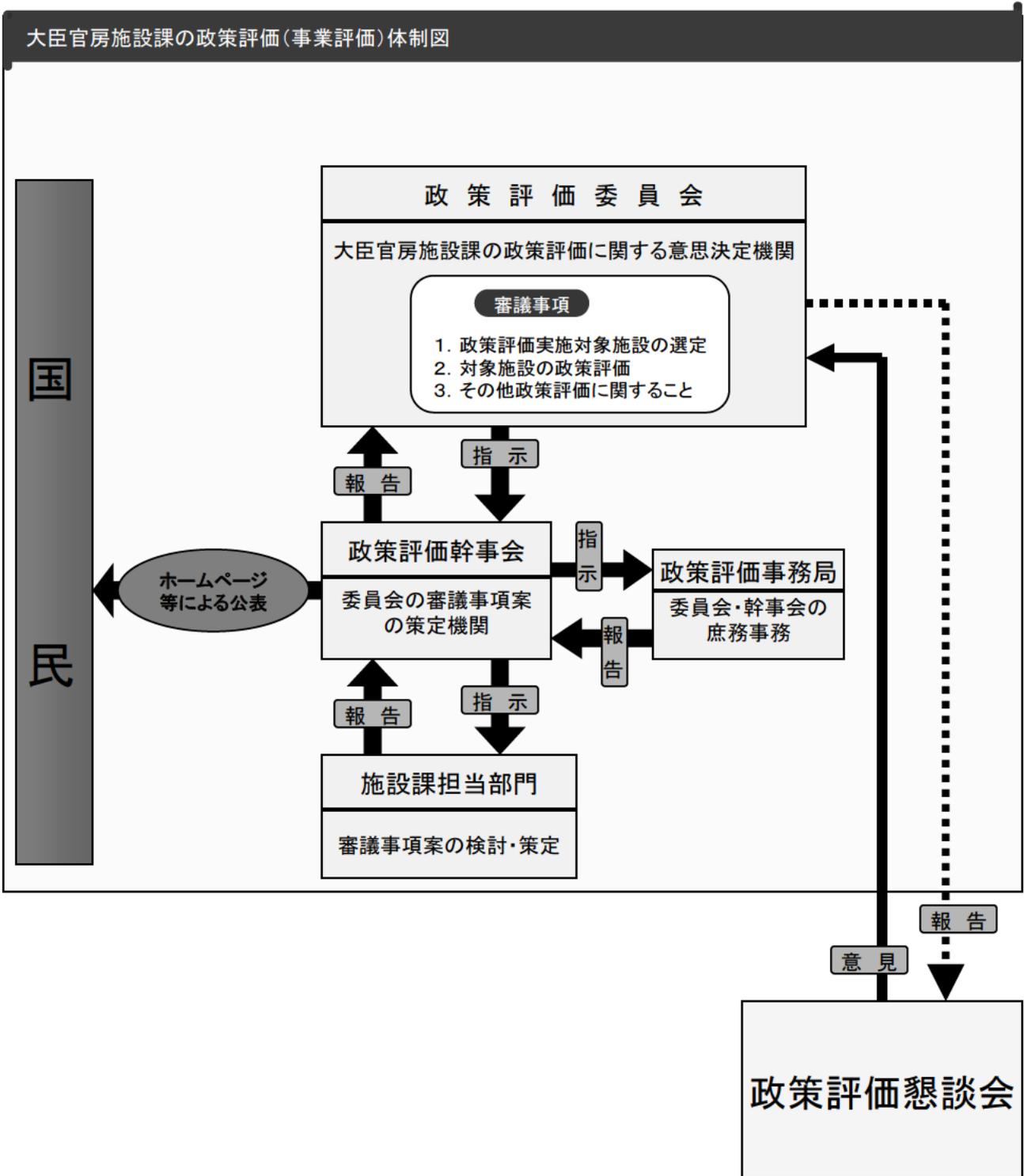


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づいたもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>